

「予備軍」の入国が防止できるとの判断から、近く、全国の入国審査官に、従来以上に慎重な審査を行うよう指示する考えだ。

外国人不法就労者対策をめぐっては、入国する外国人の大半が母国と日本のブローカーの仲介を受けていることが

放しが許されない物質なので強い姿勢で臨まなくてはならない」と話している。

ら、警察庁でも国内の外国人取り締まりを行うことを検討。不法就労あつせん業者の集中している。

人者 実態調査実施へ

外務省 政府方針 不法残留・就労対策で

激増する外国人不法残留・就労者の実態を把握するため政府は四日、実態調査を始めることを決めた。今後、内閣府、正十郎国家公安委員長（自治内政審議室の外国人労働者問

者は一カ月に約一万人のペースで増えている。犯罪件数も増え今年の一六月の件数が平成二年の一年間分に近くなっている。就職や生活の実態を把握することで、保護の手も打てる」などと述べ、調査の必要性を指摘し、閣議後宮沢首相と話し合い、同連絡会議で検討することになった。

法務省入国管理局が八月三十日付でまとめた調査（本紙1070号）によると、今年五月一日現在、外国人不法残留者は、二十七万八千八百九十二人で、一年前の調査と比べ七四・五％増加している。

また、警察庁による今年上半期（一六六月）の犯罪情勢（本紙1068号）では、来日外国人の刑法犯罪件数は三千九百四件、検挙人数は二千七百六十五人と、昨年同期と比べ増加。殺人や強盗などの凶悪犯罪の増加が、特に目立っている。

従軍慰安婦・強制連行問題

政府高官が「戦争という異常状態のもとでは、物品強奪などいろいろなことが起きる。ひとつひとつについて補償を言い出したらきりがなく」と、被抑留オランダ女性の従軍慰安婦にも補償を行わない考えを強調したと述べた。政府高官は、補償をしない理由として、「きりがなく」ことをも挙げていた。これは正しいだろうか。

政府高官「きりがなく」発言 免責の理由にならぬ

まず第一に、事実の問題として、本当に「きりがなく」のだろうか。大日本帝国軍の中国での「三光」政策に尽くす、焼き尽くす、殺し尽くすは、言語を絶する残虐かつ膨大なものであった。それはナチスの犯した犯罪にも比すべきもので

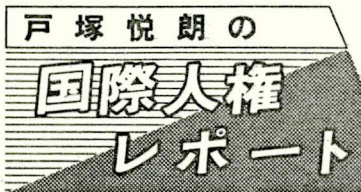
と焦点をずらしている点が問題だろう。今問題に中心は、従軍慰安婦・強制連行問題なのだ。「物品強奪など」が問題とされているわけではない。ここでは、問題を整理して、二つの場合に分けて論ずるべきだろう。

①現在外交交渉中であるが、朝鮮民主主義人民共和国などのように、国交が正常化していない国からの償いの請求に対しては、条約が未締結だから、日本政府も「決着論」を持ち出すことができない。その場合は、

権利については、ユス・コーゲンスに反するので、いかなる政府も、条約の締結によろうとも、個人の人權を放棄することも、外交保の立場に立つと真に重大な人權侵害についてだけ、個人補償などを考えればよいのである。そうすると、個々の所有権侵害、物品返還請求など、政府高官が「きりがなく」とする問題がなくなる。被害者の数も被害の数も、何百分の一に大きく減るであろう。そうすると、それを「きりがなく」とは言えなくなるはずだ。

第二に、前述の日本政府高官は「きりがなく」と言ったが、その真意は「膨大だ」というつもりで、誇張した表現を使ったのかもしれない。ところで、「戦争という異常状態」下で、国際法違反の加害行為をした場合、その被害が「きりがなく」と言えるほど「膨大」だった場合には、法的責任が免除されるだろうか。そのような国際法上の法律論を聞いたことがない。筆者には、被害者の数が膨大になればなるほど、加害者、日本の国際法上の責任は大きなものになると思える。もしそうでないというのなら、その主張を支持する国際法上の理論の存在を主張すべきだろう。

（第二東京弁護士会会員 国際人権法専攻、在ロンドン）



△117△